

生活福祉資金貸付制度とは

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

厚生労働省の要綱にもとづき、運営しています。実施主体は北海道社会福祉協議会、相談や借入申請等をお住まいの市区町村社会福祉協議会で受付けています。

民生委員や市区町村社会福祉協議会により、相談から償還（返済）が完了するまで、貸付を行なうことが世帯にとって有効か、また貸付後に困りごとは生じていないか等、世帯の自立に向けた継続した支援が行なわれます。

☑ 「世帯」に対する貸付です。

生活福祉資金は、個人ではなく世帯を単位として貸付けします。会社組織や団体は、貸付対象外です。

世帯を支援するため、世帯員全員の就労・就学、健康状態、収入や負債等について、状況を把握させていただきます。

☑ 貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。

生活福祉資金は、貸付することにより世帯の経済的自立が可能と判断できる場合に、貸付が行なわれます。

一方で、貸付することは世帯にとって新たな「借金を負う」こととなりますので、貸付金の償還（返済）が見込めない場合には、経済的自立につながるとは判断できず、貸付を行なうことができません。

☑ 民生委員等の相談・支援が必要です。

世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としていることから、借入相談から償還（返済）完了まで、お住まいの地区の民生委員や市区町村社会福祉協議会、関係機関が相談・支援にあたります。

☑ 他の貸付制度及び公的支援を優先してご利用いただきます。

他の貸付制度を利用することが可能な場合は、他制度を利用いただくこととなります。利子等の貸付条件を理由として生活福祉資金を利用することはできません。

☑ 事後申請は貸付対象外です。

すでに発注、購入、着工、支払い済みの費用は、貸付対象となりません。

※福祉資金 緊急小口資金は、支払い済みの費用も貸付対象となります。

※福祉資金福祉費の療養関係経費、葬儀費用について、事前申請が困難な場合、支払い前であれば貸付対象とすることがあります。

ご利用いただける世帯

次のいずれかに該当する世帯が貸付対象です。

なお、世帯として貸付対象であっても、資金種類ごとに貸付要件があるため、お住まいの市区町村社会福祉協議会にご確認ください。

1. 低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯



2. 障がい者世帯

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の属する世帯
- ②障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯



3. 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯（福祉資金については、日常生活上、療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る）



貸付対象となる世帯の年間収入の目安

世帯人員	年間世帯収入	世帯人員	年間世帯収入
1人世帯	360万円程度まで	6人世帯	660万円程度まで
2人世帯	420万円程度まで	7人世帯	720万円程度まで
3人世帯	480万円程度まで	8人世帯	780万円程度まで
4人世帯	540万円程度まで	以下一人 当たり加算額	60万円
5人世帯	600万円程度まで		

※世帯収入は、世帯員全員の収入合計とし、勤労者は年間収入から税金や社会保険料を差し引いた額、自営業者は売上から仕入れ等諸経費を差し引いた額とします。稼働収入の他、年金、手当等の収入を含みます。

※生活福祉資金貸付制度においては、生計を同一にしている家族を一つの「世帯」と考えます。電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合を除き、同じ住居で生活している家族・親族等は同一世帯であると考えます。また、単身赴任や進学により別居している家族の生計が同一の場合、一つの世帯と考えます。

【生活保護受給世帯】

生活保護を受給されている世帯については、保護の実施機関が本資金の利用により、当該世帯の自立更生を促進すると認めた場合に借入申込みを行なうことができます。まずは、担当ケースワーカーにご相談ください。

なお、貸付対象とならない資金種類もあります。

【母子世帯、父子世帯、寡婦世帯】

母子世帯、父子世帯、寡婦世帯の方は、本資金の利用の前に「母子父子寡婦福祉資金」の利用が優先されます。まずは、母子父子寡婦福祉資金の実施機関にご相談ください。

【外国人の場合】

次の①、②両方を満たしている場合、貸付対象となります。

- ①外国人登録が行なわれていること
- ②現住地に6か月以上居住し、将来にわたって永住する見込があること

⚠ 次のいずれかに該当する場合は、本資金をご利用いただけません。

- × 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯
- × 収入がないか又は少ないために恒常的に生活全般に困窮していると判断せざるを得ない世帯
- × 会社や団体のための借入等、世帯以外に関する借入を希望する世帯
- × 多額の負債がある方及び返済が滞っている方が属する世帯
- × 借入申込者が債務整理の予定がある、または債務整理中の場合
- × 既に借入れた生活福祉資金に滞納がある世帯（北海道外で借入れた生活福祉資金も含みます。）
- × 本資金の連帯保証人となっている方

ご利用に際して

1. 借入申込者（貸付決定後は、「借受人」となります。）

原則として、生計中心者(*)が借入申込者となります。資金種類によっては、生計中心者以外の方が借入申込者となる場合があります。

*生計中心者…世帯のなかで最も収入が多く、世帯の中心となり生計を支えている方のことです。



資金種類	借入申込者（借受人）となる方
下記以外の資金	生計中心者が借入申込者（借受人）となります。
教育支援資金、福祉資金福祉費のうち技能習得費・支度費	資金使用者（就学者等）が借入申込者となり、生計中心者が連帯借入申込者となります。

※生計中心者であっても、年齢や健康状態等により、借入申込者・連帯借入申込者に適さない場合があります。お住まいの市区町村社会福祉協議会にご相談ください。

2. 連帯借入申込者（貸付決定後は、「連帯借受人」となります。）

連帯借受人は、借受人と連帯して債務を負担する連帯債務者で、借受人と同等の債務を負担します。

教育支援資金・福祉資金福祉費（技能習得費、支度費）を借入れる場合は、就学者等が借入申込者となり、就学者等と生計を一にする生計中心者が連帯借入申込者となります。



3. 連帯保証人（連帯保証人は、次のすべての事項を満たす必要があります。）

- 原則として、北海道内に居住している方
- 借入申込者（借受人）とは、別世帯・別生計である方
- 市町村民税が課税されている方（課税証明書または所得証明書等で市町村民税の課税を確認します）
- 借受世帯の生活の安定への支援を行ない、借受世帯の償還困難時には連帯保証人として債務を履行できる方
- 償還（返済）完了までに75歳未満である方



資金種類	連帯保証人の必要性
総合支援資金、福祉資金福祉費（一部を除く）	原則必要です。ただし、連帯保証人を立てられない場合は、有利子での貸付となります。
教育支援資金、福祉資金福祉費のうち技能習得費・支度費	連帯借受人がいる場合、原則不要です。（連帯借受人がいない場合は、連帯保証人が必要です。）ただし、世帯の収入状況等から連帯保証人を必要とする場合があります。
福祉資金緊急小口資金	不要です。
不動産担保型生活資金	必要です。推定相続人の中から1名を連帯保証人として立てなければなりません。
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	不要です。

※本資金を利用している方は、連帯保証人になることはできません。

4. 貸付利子

資金種類、連帯保証人の有無等により、貸付利子が異なります。

資金種類	連帯保証人を立てる場合	連帯保証人を立てられない場合
総合支援資金、福祉資金福祉費	無利子	年1.5%
福祉資金緊急小口資金、教育支援資金	無利子	
不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金	年利3%または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方	

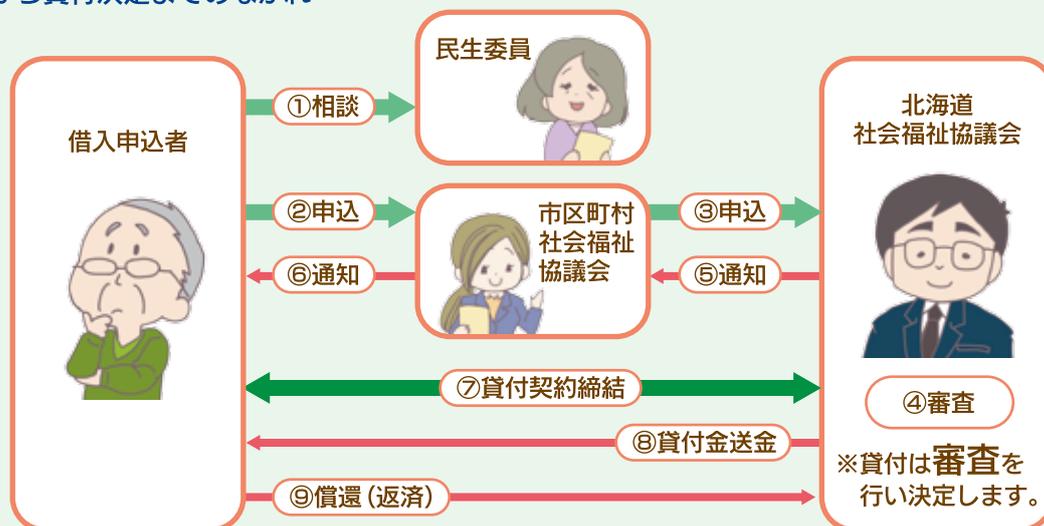
5. 相談・申込から貸付決定、償還までのながれ

ご相談は、お住まいの地区の民生委員または市区町村社会福祉協議会が窓口となります。

相談・申込み、審査、貸付金送金までは、概ね1か月から1か月半程度かかります。（福祉資金緊急小口資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金以外）

※相談から償還までの基本的ながれを示したものであり、資金種類によって異なる場合があります。

相談から貸付決定までのながれ



6. 償還（返済）方法、延滞利子

償還（返済）は、原則、元金・利子等の口座振替による月賦です。口座振替は、「ゆうちょ銀行」、「北海道銀行」、「北洋銀行」のみご利用できます。

償還（返済）のながれ



※据置期間とは、資金の借入後、償還（返済）を開始するまでの猶予期間のことをさします。据置期間中は無利子です。

※不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、契約終了後に一括償還となります。

▲償還（返済）期限内に償還完了できない場合は、最終償還期限日の翌日から残元金に対し、年 3.0%の延滞利子が日割りで加算されます。

7. その他留意事項

- 貸付が世帯にとって必要かつ適切な支援であるかの判断を行なうためには、世帯の生活状況や、どのようなことが原因で借入を希望することになったのか、借入した場合の償還（返済）の見込み等について、詳しくお話いただくことが必要です。
- 不正防止の観点から、借入申込者の個人情報について警察等関係機関へ照会を行なう場合があります、借入申込時に同意いただく必要があります。
- 具体的な資金の利用目的がない場合や各資金種類の貸付条件に合致していない場合は、貸付できません。
- 貸付審査の結果、不承認となる場合があります。不承認の場合、その理由は開示しません。また、借入額の減額等、ご希望に添えない場合や条件を付される場合があります。
- 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合、また、貸付金の用途をみだりに変更したり、他の事由に流用した場合には、資金の全額または一部を即時に返還していただきます。
- 本パンフレットに記載されている内容以外にも資金種類ごとに条件等がありますので、詳しくは、お住まいの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。